

エムウェーブ長寿命化改修工事

実施設計技術協力業務委託（施工予定者選定）公募型プロポーザル実施要領
（案）

令和5年3月



目次

I	一般事項	- 1 -
1	趣旨・目的	- 1 -
2	用語等の定義	- 1 -
3	施工予定者選定の概要	- 2 -
4	長寿命化改修事業スケジュール	- 2 -
5	工事請負契約までの流れ	- 3 -
6	本工事の概要	- 4 -
7	技術協力業務等の概要	- 5 -
8	選定スケジュール	- 6 -
9	函面等資料の貸与	- 7 -
10	既存建物の確認等	- 8 -
11	参加資格要件	- 8 -
II	参加申込	- 11 -
1	参加資格確認	- 11 -
2	参加資格確認結果通知	- 12 -
3	参加資格がないと認めたものに対する理由の説明	- 12 -
III	技術提案等の提出	- 14 -
1	提出書類等	- 14 -
2	技術提案等の作成	- 15 -
3	作成要領	- 16 -
4	留意事項	- 16 -
5	費用負担	- 17 -
6	その他	- 17 -
IV	質問及び回答	- 18 -
1	提出期限	- 18 -
2	提出方法	- 18 -
3	質問に対する回答	- 18 -
4	その他	- 18 -
V	プレゼンテーション・ヒアリング	- 19 -
1	実施日時	- 19 -
2	実施方法	- 19 -
3	その他	- 19 -
VI	技術提案の審査及び評価方法	- 20 -
1	審査方法	- 20 -
2	評価方法	- 20 -
3	最優秀者の決定	- 22 -
4	審査結果の通知及び公表	- 22 -

VII 基本協定等の締結	- 23 -
1 基本協定書について	- 23 -
2 設計協力協定書について	- 23 -
VIII その他	- 24 -
1 失格条項	- 24 -
2 参加者数	- 24 -
3 参加の辞退	- 24 -
4 書類の返却等	- 24 -
5 著作権	- 24 -
6 異議申し立て	- 24 -
7 情報公開	- 25 -
8 補足	- 25 -

I 一般事項

1 趣旨・目的

長野市オリンピック記念アリーナ（以下「エムウェーブ」という。）は、1998年長野冬季オリンピック大会でスピードスケート競技会場として、また冬季パラリンピック大会では開閉会式場、アイススレッジスピードレース競技会場として使用された屋内400m標準ダブルトラックの国際連盟公認スケートリンクを有するスポーツアリーナであり、冬季は世界を代表するスピードスケート施設として国際・国内大会を開催し、夏季は音楽・文化・イベント等多目的に利用されるなど本市を象徴する施設として市民に親しまれている。

長野市では、エムウェーブが長野オリンピック冬季競技大会のレガシーを次世代へと引き継ぐスポーツ・文化の拠点として今後も長きにわたって有効に利用されるよう、令和4年度にエムウェーブ長寿命化改修第1期工事（以下「本工事」という。）にかかる基本設計をまとめたところである。

今後、長野市、実施設計業務委託事業者（以下「設計者」という。）と協働し、施工者の立場から工事中の施工計画、仮設計画等による工期短縮や来場者、施設管理者等への安全性の確保、工事費縮減など高度な技術提案及び技術支援を実施設計に反映するため、設計段階から施工者が関与する「技術協力・施工タイプ」（以下「ECI方式」という。）を採用し、確実な長寿命化改修工事を進めていく。

そのため、本プロポーザルでは、エムウェーブ長寿命化改修実施設計技術協力業務の受託者、かつ本工事における施工予定者を公募型プロポーザル方式により選定する。

2 用語等の定義

(1) 実施設計技術協力業務事業者（施工予定者）

本プロポーザルの結果、最優秀提案事業者（以下「最優秀者」という。）と選定された特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）であり、長野市と技術協力に関する基本協定書を締結し、「I.1. 趣旨・目的」を果たすために実施設計時において、長野市及び設計者と協働し、技術提案及び施工計画を実施設計に反映させるため、長野市及び設計者へ技術協力業務を実施する者をいう。また、実施設計完了後は、本工事の工事費見積書を徴収し、長野市の決定する予定価格の範囲内であった場合、建設工事請負仮契約を締結し、議会の議決をもって当該仮契約を本契約とする受注予定者をいう。

(2) 選定委員会

選定委員会とは、本工事に関する実施設計技術協力業務事業者を選定する長野市大規模施設の長寿命化改修事業に係る実施設計技術協力事業者選定委員会をいう。本プロポーザルにおいて、最優秀者及び次点者の選定を公平・公正に進めるため、学識経験者を含む次にかかげる委員で構成する。

高村 秀紀（信州大学工学部 建築学科 教授）
蒲谷 俊樹（国土交通省関東地方整備局 長野営繕事務所長）
久保田 達也（長野県 建設部 施設課長）
中村 裕一（長野市 商工観光部 部長）
小林 祐二（長野市 文化スポーツ振興部 部長）
横田 典久（長野市 建設部 部長）

(3) 三者協議会

三者協議会とは、エムウェーブ長寿命化改修工事実施設計技術協力協議会をいう。長野市、設計者及び施工予定者の三者により組織されるもので、実施設計時に施工予定者から提案される技術提案を検討し、採用となった場合は、実施設計に反映させる組織をいう。

3 施工予定者選定の概要

(1) 発注者

長野市（以下「市」という。）

(2) 選定方式

施工者の高度な技術を設計に反映させるため、技術提案を求め、プレゼンテーション・ヒアリングを実施し、技術提案を総合的に評価し、施工予定者を選定する「公募型プロポーザル方式」とする。

(3) 選定方法

市は、市が定める参加要件を満たす者から技術提案等を受け、各選定委員の順位得点の合計が最も高い者を「最優秀者」として選定する。選考にあたっては、学識経験者を含む選定委員会にて評価し選定する。

なお、選定委員会は会議の公平性の確保及び円滑な運営のため非公開とする。

(4) 事務局

長野市役所建設部建築課公共施設長寿命化推進室
〒381-8512 長野県長野市大字鶴賀緑町1613番地
TEL026-224-9708（直通） FAX026-224-5066
E-mail chouju-situ@city.nagano.lg.jp

4 長寿命化改修事業スケジュール

令和4年度 基本設計（第1期工事分）	令和5年3月31日完了
令和5年度 基本設計（第2期工事分）、実施設計（第1期工事分）	令和6年3月15日まで
実施設計技術協力（第1期工事分）（本業務委託）	令和6年3月15日まで
令和6年度～令和7年度 本工事予定（基本協定に基づき本業務委託受託者と価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に工事請負契約予定）	

※令和6年6月議会議決の日～令和8年3月16日（予定）

内、施設休館期間（予定）令和7年3月16日～令和7年9月1日まで
令和9年度 実施設計（第2期工事分）予定 令和9年度末まで
令和10年度～令和11年度 長寿命化改修第2期工事予定

5 工事請負契約までの流れ

本プロポーザルにおける最優秀者選定後、工事請負契約の締結までの流れは、以下のとおりとする。

- (1) 市は、最優秀者と「基本協定書（様式11）」を、また、最優秀者及び設計者と「設計協力協定書（様式12）」を取り交わし、本業務委託契約の締結に向けた協議が整った後、最優秀者から事前に提出された本業務委託見積書の金額が、市が別に定める予定価格の範囲内であった場合は、当該見積金額に消費税及び地方消費税を加算した金額をもって「エムウェーブ長寿命化改修工事実施設計技術協力業務委託」（以下「技術協力業務」という。）の契約を締結する。
- (2) 技術協力業務の契約締結後、最優秀者は「施工予定者」となる。
- (3) 市、設計者及び施工予定者は、三者協議会を組織する。
- (4) 組織された三者協議会において、本プロポーザル及び技術協力業務の期間中に提案された技術提案等を基に、工法や仕様について協議する。
- (5) 市は、実施設計（第1期工事分）の業務完了後に施工予定者から本工事費見積書を徴取し、その金額が市が別に定める予定価格の範囲内であった場合は、工事請負契約の相手方として工事に関する契約条件を確認する。これが整った場合に限り、当該見積金額に消費税及び地方消費税を加算した金額をもって建設工事請負仮契約を締結し、議会の議決をもって当該仮契約を本契約とする。なお、工事請負契約は、長野市建設工事請負契約書（長野市財政部契約課ホームページで公開している工事請負契約に使用する書式）により締結する。ただし、議会において否決された場合は、その効力を失う。この場合において、仮契約の相手方は、市に対して何らの損害賠償を請求することはできない。
- (6) 最優秀者がその決定後、技術協力業務の契約締結までに、「I.11. 参加資格要件」のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、優先交渉権を失い、基本協定書及び設計協力協定書は締結しないものとする。また、既に基本協定書及び設計協力協定書を締結していた場合は、その効力を失うものとし、技術協力業務の契約は締結しないものとする。
- (7) 市は、施工予定者が技術協力業務の契約締結後に、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく申立てがなされた、又は、長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準（昭和60年制定）に基づく入札参加資格停止措置を受け、市が施工予定者との本工事の契約について締結の見込みがないと判断した場合は、技術協力業務の契約を解除することができる。また、契約を解除した場合は、施工予定者は優先交渉権を失い、締結された基本協定書及び設計協力協定書はその効力を失うものとする。
- (8) 市は、施工予定者が仮契約締結日から議会の議決までの間に、会社更生法又は民事再生法に基づく申立てがなされた、又は、長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準に基づ

- (ケ) 報告書の作成
- (5) 業務の配置技術者
 - 「I.11. 参加資格要件」の(3)(4)に示す技術協力業務責任者及び担当技術者
- (6) 支払い方法
 - 完了後一括払い
- (7) 業務の成果物
 - 技術協力が完了したときは、次の成果物を提出すること。
 - ア 業務報告書
 - イ 各種技術検証資料
 - ウ 技術提案
 - エ 提案に関する成果物
 - オ 工事費内訳明細書
 - カ その他監督員が指示するもの
 - 成果物の提出部数は、正副各1部(計2部)とし、電子データも提出すること。なお、データ形式は監督員と協議すること。ただし、図面データ形式はPDF形式、DXF形式、JWW形式とする。
- (8) 設計者
 - 久米・長野設計共同企業体
- (9) その他
 - ア 本業務委託は、長野市業務委託契約書(書式第9号(工事に係る測量等用))に基づき契約する。
 - イ 業務内容は、技術協力業務特記仕様書を参照すること。

8 選定スケジュール

(1) 選定スケジュールは、次表のとおりとする。

区分	項目	日程・期限
実施要領等公表	実施要領公表 (市ホームページに掲載)	令和5年4月12日(水)
	図面等資料の貸与 (電子メールで貸与)	令和5年4月13日(木)から 令和5年4月27日(木)まで
参加資格確認	参加申込に関する質問受付 (電子メールで提出)	令和5年4月13日(木)から 令和5年4月19日(水)まで
	参加申込に関する質問回答 (市ホームページに掲載)	令和5年4月25日(火)まで 随時
	参加申込書等の提出 (持参又は郵送で提出)	令和5年4月28日(金)まで
	参加資格要件確認結果通知	令和5年5月2日(火)

	(電子メールで通知)	
技術等審査	技術提案書等に関する質問受付 (電子メールで提出)	令和5年5月8日(月)から 令和5年5月19日(金)まで
	技術提案書等に関する質問回答 (市ホームページに掲載)	令和5年6月1日(木)まで 随時
	技術提案書等の提出 (持参又は郵送で提出)	令和5年6月12日(月)まで
技術等審査	プレゼンテーション・ヒアリング	令和5年6月28日(水)
	最終審査結果通知・公表 (郵送及び市ホームページで公表)	令和5年6月30日(金)
基本協定書 設計協力協定書	締結 ※締結できない場合「5(9)」による	令和5年7月上旬 予定
技術協力業務 委託契約	締結 ※締結できない場合「5(9)」による	令和5年7月上旬 予定
工事請負契約	仮契約の締結 ※締結できない場合「5(9)」による	令和6年5月上旬 予定
	本契約の締結 ※締結できない場合「5(9)」による	令和6年6月下旬 予定

(2) 参加申込書、技術提案書等の提出物は、選定スケジュールに記載の日までの、9時から17時まで(12時から13時までを除く。)に事務局まで持参にて提出又は、実施スケジュールに記載の日までに、配達証明付き書留郵便にて必着とすること。

(3) 選定スケジュールについて変更が生じた場合は、参加申込書の提出があった者に通知するとともに、長野市ホームページに掲載する。

9 図面等資料の貸与

本プロポーザルの参加希望者に対し、秘密保持に関する誓約書(様式10)と引き換えに、基本設計図書を貸与する。

(1) 貸与期間は「I.8 選定スケジュール」に記載のとおりとする。

(2) 貸与希望者は、秘密保持に関する誓約書(様式10)に必要事項を記載し、WordファイルをPDF形式に変換し、「I.3.(2)事務局」のメールアドレスまで電子メールを送信する。電子メールの件名は、「【ECI】(会社名)エムウェーブ長寿命化改修工事実施設計技術協力業務委託公募型プロポーザル(資料貸与希望)」とすること。

(3) 資料の貸与は、秘密保持に関する誓約書(様式10)に記載のメールアドレス(代表構成員担当者)に送信する。なお、貸与資料については、本プロポーザルの提案書作成のみに使用することとし、それ以外に使用しないこと。

10 既存建物の確認等

- (1) 事務局が開催する現地説明会を行わない。
- (2) 各参加者による現地視察は可能とする。既存建物内を含めた現地視察を希望する場合は、事前に事務局へ連絡すること。

11 参加資格要件

本プロポーザルの参加要件は以下のとおりとする。また、参加要件の基準日は公告日とし、各号において基準日及び期間等を指定した場合は、それによるものとする。

(1) 特定JVの構成

参加者は、参加資格申請までに結成された特定JVとし、特定JVの構成に関する要件は、次のとおりとする。

ア 構成員数は、2者以上5者以下とし、その組み合わせは「I.11.(3)」に定める代表構成員としての資格要件を満たす者と「I.11.(4)」に定める代表者以外の構成員としての資格要件を満たす者が自主結成した共同施工方式(甲型)とする。

イ 各構成員の出資比率は、当該特定JVの1の構成員につき、均等割の10分の6以上とする。

ウ 特定JVの代表者は、構成員のうち最大の施工能力を有する者で、その出資比率は最大の出資比率であること。

(2) 特定JVの構成員に共通する参加資格要件

特定JVの全ての構成員は、次にあげる全ての条件を満たす者とする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 令和3・4年度長野市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、建築一式工事の登録があること。また、令和5・6年度長野市建設工事等競争入札参加資格審査申請の業種区分を建築一式で行っていること。

ウ 参加申込書の提出時において、長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

エ 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立、破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続き開始の申立、又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立がなされていないこと。

オ 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく営業停止処分期間中でないこと。

カ 国税又は市税その他市に納付すべき使用料、手数料等を滞納していないこと。

キ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

ク 本工事の設計者と資本若しくは人事面において次にあげる事項に該当しないこと。

(ア) 本工事の設計者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者。

(イ) 代表権を有する役員が設計者の代表権を有する役員を兼ねている者。

ケ 長野市暴力団排除条例(平成26年長野市条例第40号)第2条第2号に規定する暴力団員又は

同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

コ 重複して他の共同企業体の構成員として、本プロポーザルに参加していないこと。

(3) 代表構成員の参加資格要件

代表構成員の要件は、次にあげる全ての条件を満たす者とする。

ア 建設業法第3条の規定により、建築一式工事に係る特定建設業の許可を得ており、かつ、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所登録を受けていること。

イ 令和3・4年度長野市建設工事等競争入札参加資格者名簿の本店情報又は委任先情報に長野市の住所が登載されていること。また、令和5・6年度長野市建設工事等競争入札参加資格審査申請の本店情報又は委任先情報を長野市の住所で行っていること。

ウ 最新の経営事項審査結果通知における建築工事一式に係る総合評価値が1,400点以上であること。

エ 次の項目を満たす技術協力業務責任者を技術協力業務に配置できること。

(ア) 一級建築士及び一級建築施工管理技士の資格を有すること。

(イ) 参加申込書提出時において、所属する建設業者との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。

オ 本工事を契約する場合、見積書提出日において次の項目を満たす監理技術者を専任配置できること

(ア) 一級建築士及び一級建築施工管理技士の資格を有すること。

(イ) 監理技術者資格者証（裏面で講習受講を確認できない場合はこれに加えて監理技術者講習会修了証）を有していること。

(ウ) 所属する建設業者との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。

(エ) 現場代理人と監理技術者は兼ねることができる。

カ 上記エ技術協力業務責任者又は上記オ監理技術者のいずれかをプロジェクト責任者として、技術協力業務期間及び工事期間において専ら従事すること。

(4) 代表者以外の構成員の参加資格要件

構成員の要件は、次にあげる全ての条件を満たす者とする。

ア 建設業法第3条の規定により、建築一式工事に係る特定建設業の許可を得ていること。

イ 令和3・4年度長野市建設工事等競争入札参加資格者名簿の本店情報に長野市の住所が登載されていること。また、令和5・6年度長野市建設工事等競争入札参加資格審査申請の本店情報を長野市の住所で行っていること。

ウ 令和3・4年度長野市建設工事等競争入札参加資格者名簿の建築一式工事格付区分がA級の者であること。

エ 次の項目を満たす担当技術者を技術協力業務に配置できること。

(ア) 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。

(イ) 参加申込書提出時において、所属する建設業者との間に3か月以上の直接的な雇用関

係があること。

オ 本工事を契約する場合、見積書提出日において次の項目を満たす主任技術者を専任配置できること。

(ア) 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。

(イ) 所属する建設業者との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。

Ⅱ 参加申込

1 参加資格確認

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格確認に係る提出書類を作成し、事務局に提出すること。事務局は、提出書類に基づき参加資格確認を行い、技術提案等の審査に進むものを選定し通知する。

(1) 提出期間

「Ⅰ.8 選定スケジュール」期間中、事務局に提出すること。

(2) 提出方法

事務局まで持参を原則とするが、やむを得ず郵送する場合は、配達証明付き書留郵便にて郵送すること。なお、郵送の場合は上記、提出期間に事務局必着とする。

(3) 提出書類

参加資格確認に係る提出書類は以下のとおりとする。

ア 参加申込書	(様式 1-1)
イ 参加資格要件チェックリスト	(様式 1-2)
ウ 技術協力業務責任者の資格	(様式 2-1)
エ 監理技術者の資格	(様式 2-2)
オ 構成員の担当技術者の一覧	(様式 3-1)
カ 共同企業体協定書	(様式 任意)
キ 委任状・使用印鑑届	(様式 13)

(4) 提出部数

各 18 部

PDF形式に変換しCD-R等(1枚)でデータ形式も提出すること。

(5) 提出書類の留意事項

提出書類は、各様式に基づき作成し、「Ⅱ.1.(3)」の順番にA4ファイル(フラットファイル、バインダーなど簡易な綴じ方)にファイルングし、様式ごとにインデックス等を貼付し整理すること。記載の文字の大きさは10ポイント以上とすること。

ア 参加申込書(様式1-1)

正本1部は必要事項を記入した上で押印し、副本17部は押印しないこと。

イ 参加資格要件チェックリスト(様式1-2)

様式の確認欄にチェックを行い、以下に記載する確認書類とともに提出すること。

- (ア) 財務諸表、監査報告書
- (イ) 納税証明書
- (ウ) 建築一式工事の特定建設業の許可証の写し
- (エ) 建築士事務所登録の写し

- (オ) 最新の経営事項審査結果通知の写し
- ウ 技術協力業務責任者の資格（様式 2-1）
 - (ア) 記載した資格を証明する写し及び雇用関係を証明するもの（健康保険証等）の写しを添付する。
 - (イ) 参加表明時における他工事の従事状況等は、参加表明時に従事している全ての計画・工事について記載すること。当該工事の従事状況等に関しては、コリンズ又は契約書の写しは必要ない。
 - (ウ) 事故等のやむを得ない事由（病気・死亡等極めて特別な場合）により、技術協力業務責任者の変更が生じた場合は、当初予定者と同等以上の資格及び施工実績等を有する者とする。
- エ 監理技術者の資格（様式 2-2）
 - (ア) 本工事を契約締結した場合の監理技術者を記入すること。
 - (イ) 記載した資格を証明する写し及び雇用関係を証明するもの（健康保険証等）の写しを添付する。
 - (ウ) 事故等のやむを得ない事由（病気・死亡等極めて特別な場合）により、監理技術者の変更が生じた場合は、当初予定者と同等以上の資格及び施工実績等を有する者とする。
- オ 構成員の担当（主任）技術者の一覧（様式 3-1）
 - (ア) 本工事を契約締結した場合の担当（主任）技術者を記入すること。
 - (イ) 記載した資格を証明する写し及び雇用関係を証明するもの（健康保険証等）の写しを添付する。
 - (ウ) 事故等のやむを得ない事由（病気・死亡等極めて特別な場合）により、担当技術者の変更が生じた場合は、当初予定者と同等以上の資格及び施工実績等を有する者とする。
- カ 共同企業体協定書（様式任意）
 - (ア) 協定書を契約書に綴じるものとして2部と各構成員保管分を作成し、提出すること。
（内構成員保管分は、提出時に事務局確認の上返却。郵送にて提出の場合は、後日受け取りに来ること。）

2 参加資格確認結果通知

参加資格確認の結果は、「I. 8 選定スケジュール」の該当する期限までに、参加申込者それぞれに電子メールにて通知する。

3 参加資格がないと認めたものに対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認めた理由について書面により、次に従い説明を求めることができる。

(1) 提出期間

参加資格がないと認められた者は、確認結果の通知の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に、書面（様式任意）により市に対し説明を求めることができる。

(2) 回答期限

前号に対する回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に、書面により行う。

(3) その他

提出方法は、事務局まで持参とする。

Ⅲ 技術提案等の提出

1 提出書類等

参加資格確認の結果、参加資格を有することを認められた者は、技術提案に係る提出書類を各様式に基づき作成し提出すること。

(1) 提出期間

「Ⅲ. 8 選定スケジュール」期間中、事務局に提出すること。

(2) 提出方法

事務局まで持参を原則とするが、やむを得ず郵送する場合は、配達証明付き書留郵便にて郵送すること。なお、郵送の場合は（1）提出期間に事務局必着とする。

(3) 提出書類

ア 技術提案書等の審査に係る提出書類は以下のとおりとする。

(ア) 技術提案書（表紙） (様式5-1)

(イ) 技術提案

a 施工上の課題に関する提案 (様式 5-2 A3 判：枚数 任意)

b 工程管理に関する提案 (様式 5-3 A3 判：枚数 任意)

c 環境への負荷低減に関する提案 (様式 5-4 A3 判：枚数 任意)

d 地域貢献に関する提案 (様式 5-5 A3 判：枚数 任意)

(ウ) 概算工事費に関する提案

a 工事費見積書 (様式 7-1 A4 判：計 1 枚)

b 工事費見積内訳書 (様式 7-2 A4 判：計 7 枚)

c 工事費見積内訳明細書 (様式 任意)

イ その他

(ア) 技術協力業務見積書 (様式8-1, 様式8-2 A4判：計3枚)

(4) 提出部数

各18部（「Ⅲ. 1. (3). イ」は1部）

「Ⅲ. 1. (3). ア」の順番に左上をダブルクリップ1か所留めとし、折らずに提出すること。また、PDF形式に変換しDVD-R等（1枚）でデータ形式も提出すること。

(5) 注意事項

提出書類は、その各項目における必要記載事項又は提案事項がない場合でも提出すること。その場合には、「記載に該当する内容がありません。」又は「記載に該当する提案がありません。」等とそれぞれの様式に記載すること。なお、白紙提出とみなされる書類は未提出扱いとなり、参加資格を喪失する場合があるので注意すること。

2 技術提案等の作成

技術提案については、技術協力段階から施工段階を通じて、適正な品質を確保しつつ、工事費を抑え、安全に施工し、目標工期内で完成することを目的とした提案を行うこと。

(1) 施工上の課題に関する提案（様式5-2）

本工事は、令和6年6月下旬（市議会議決の日）～令和7年度末を予定し、その内施設の休館期間は、令和7年3月16日～令和7年9月1日までを予定している。施設運営に支障がない工事は休館期間以外に施工することも可能であるが、冬期のアイスリンク製氷開始から営業終了までの期間（9月上旬～3月中旬）は施設運営を優先させるという制約の施工条件下で改修工事を行う必要がある。

また、近年は、世界的な新型コロナウイルス感染症の影響から物流の停滞や部品調達の遅延による建築、設備における資材納期遅延の傾向が生じている。

これらの要件を総合的に勘案し、以下の項目について、その課題に対する解決方法、実施、実現できる効果的で具体的な取り組みを記述すること。

- ア 特殊な形状をした建物の高所での大規模な屋根改修工事を、品質や作業の安全を確保し、経済的で効率よく施工する方法について
- イ 設備機器の更新を品質や作業の安全を確保し、経済的で効率よく施工する方法について
- ウ その他本工事において施工上特に注意すべき事項とその解決策について（2項目まで自由提案）なお、解決策が設計内容の変更を伴うものは除く。

(2) 工程管理に関する提案（様式5-3）

原則として週休2日（4週8休）を行った上で、品質を確保し所定の期日に工事を完成させるための工程管理の方策、重点ポイント、工程遅延対策等について具体的に記述すること。また、工期短縮が図れる場合は実施、実現できる効果的で具体的な取り組みについて記述し、短縮工期の工事工程表を作成し提案すること（取り組みは複数可）。その場合、短縮工期の工事工程表にはクリティカルパス（太線・赤字で表示）を記載し、工程上重要となるマイルストーンを設定すること。また、基本設計において作成したマスタースケジュールと比較し、工期短縮部分をわかりやすく表現すること。

(3) 環境への負荷低減に関する提案（様式5-4）

持続可能な社会の実現に向けて、建築が環境に与える負荷の低減について、技術協力段階、施工段階において実施、実現できる効果的で具体的な取り組みを記述すること（取り組みは複数可）。

(4) 地域貢献に関する提案（様式5-5）

長野市内事業者の活用について、以下の項目について、実施、実現できる効果的で具体的な取り組みを記述すること。なお、直接的に経済効果が見込まれる提案については、数値化して記述すること。

- ア 下請け工事の発注など、長野市内建設業者の活用方法について
- イ 長野市内企業からの建設資機材、日用品等の調達について

※長野市内建設業者とは、長野市内に本社若しくは本店を有する建設業法における建設業

許可業者をいう（許可工種を問わない）。

※長野市内企業とは、長野市内に本店、支店又は営業所を有する企業をいう。

(5) 概算工事費に関する提案（様式7-1，様式7-2）

基本設計図書に基づく工事費を提示すること。基本設計図書に表記されていない場合でも、本工事を完成するために必要な全ての材料や作業及び施工上当然必要とされる内容を想定し、工事費見積書、工事費見積内訳書及び工事費見積内訳明細書（様式任意）を作成すること。工事費見積内訳明細書は、技術協力におけるコスト管理支援及び円滑な価格交渉での活用が可能なものとし、項目・内容・単位・数量・単価・金額を記載すること。一式工事とする場合は歩掛等の一式工事根拠を記載すること（共通仮設工事、直接仮設工事については一式計上しないこと）。

また、技術提案内容を反映させること。

なお、工事金額算出に当たっては物価変動を見越した金額ではなく提案提出時点の金額で算出すること。

(6) 技術協力業務見積書（様式8-1，様式8-2）

見積書は、見積金額を税込みで記入すること。また、妥当性を確認するため、内訳書を添付すること。

3 作成要領

- (1) 技術提案書の右肩に「参加資格確認結果通知書」に記載されているアルファベット（全角）を記入すること。
- (2) 技術提案書は、それぞれの指定の枚数の範囲内で記述し、合計枚数に応じた通し番号を右肩の欄に記入すること。
- (3) 技術提案書に記載の文字の大きさは10ポイント以上（イラスト等に含まれる文字についてはこの限りでないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある）とすること。
- (4) 使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び軽量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (5) 技術提案については審査を公平に行うため参加者が特定できるような表現は避けること。
- (6) 各様式については、様式ごとに提示している事項に準じたうえで、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集し作成すること。また、各様式において記載事項が不足している場合等には、適宜、当該様式に記載事項を追加すること。

4 留意事項

技術提案書に記述した提案は、技術提案書のヒアリング、審査等を通じて採用され、その結果、本プロポーザル参加者が施工予定者として選定された場合には、施工予定者は技術提案書等に記述した提案について、技術提案内容の適用判断及び設計への反映に必要となる提案部分

に関する機能、性能、適用条件等の技術情報、並びに見積及び見積根拠に関する情報を提出するものとする。なお、本業務委託の契約締結後に実施した調査結果や設計の進捗により、技術提案の採用に関して疑義が生じた場合は、市と協議するものとする。

5 費用負担

本プロポーザルへの提出書類の作成及び提出、プレゼンテーション・ヒアリング等に係る全ての費用は参加者の自己負担とする。

6 その他

- (1) 一度提出された書類等の訂正及び差替え等は原則認めない（ただし、軽微な誤り等を修正するもので、市が指示するものは除く）。
- (2) 提出された書類や図書等は、返却しない。
- (3) 市は応募書類、添付書類等に関して、他の参加者に知られることのないよう取り扱い、保管するものとする。
- (4) 施工予定者に選定されなかった者の技術提案等については、その者の了承を得ることなく、その全部又は一部を採用することはない。

IV 質問及び回答

参加申込に関する質問及び技術提案書等に関する質問を以下のとおり実施する。ただし、審査に支障をきたす質問及び業務の実施に必要な内容に関する質問は受け付けない。

1 提出期限

「I.8 選定スケジュール」期間中、事務局に提出すること。

2 提出方法

参加申込に関する質問は質問書（様式4）、技術提案書等に関する質問は質問書（様式6）に記載の上、電子メールにて事務局にエクセル形式で送信すること。電子メールの件名は、参加申込に関する質問は「【ECI】（会社名）エムウェーブ長寿命化改修工事実施設計技術協力業務委託公募型プロポーザル（参加申込質問書）」とし、技術提案書等に関する質問は「【ECI】（会社名）エムウェーブ長寿命化改修工事実施設計技術協力業務委託公募型プロポーザル（技術提案書等質問書）」とすること。

また、電子メール送信後、確認のために「I.8 選定スケジュール（2）」提出期限時間内に事務局へ電話連絡すること。

3 質問に対する回答

「I.8 選定スケジュール」の各該当する期限までに長野市ホームページに掲載する。

4 その他

質問への回答は、本プロポーザル実施要領の細部説明及び補完する内容のものに限る。なお、質問内容で参加者が特定できるような表現は避けること。

参加申込に関する質問及び技術提案書等に関する質問は、それぞれ参加者1者に対し1回限りとし、追加の質問は認めない。

V プレゼンテーション・ヒアリング

本プロポーザル参加者は、提出された技術提案書等に基づいてプレゼンテーションを行い、その後、選定委員会の委員によるヒアリングを受ける。

1 実施日時

「I.8 選定スケジュール」に記載の日程で実施する。※実施場所、実施時間、その他詳細については後日、事務局より連絡を行う。

2 実施方法

(1) ヒアリングの時間等

ヒアリングは提出書類の説明（プロジェクター使用等による20分以内のプレゼンテーション）後、約15分間の選定委員会の委員による質疑応答を行う。なお、プレゼンテーションの準備・撤収作業にかかる時間は合計5分以内とする。

(2) ヒアリング出席者

プレゼンテーション及びヒアリングへの出席者は、技術協力業務責任者1名、監理技術者1名、各担当者の中の2名及びパソコン操作者1名以内の合計5名以内とする。

3 その他

(1) 審査は選定委員によるヒアリング形式（非公開）とする。

(2) プレゼンテーションは、本業務の技術協力業務責任者又は監理技術者が、提出した技術提案書により行うものとし、プロジェクターを使用した資料の説明は可とする。ただし、提出した技術提案書以外の追加資料等の使用は認めない。

(3) 資料を説明する際に用いるパソコン及びプロジェクター等の必要機材は参加者各自が用意すること。なお、スクリーンは事務局が準備したものをを使用すること。

スクリーン画面寸法 横 2.4m×縦 1.8m

VI 技術提案の審査及び評価方法

1 審査方法

本プロポーザルの審査は、選定委員会が参加資格要件を満たす参加者から提出された技術提案書について審査を行い、プレゼンテーション及びヒアリングにより確認した後客観的に評価する。技術提案書の審査は以下のとおり行う。

- (1) 技術提案書の審査は、選定委員が各評価項目の評価基準により評価、評点を行う
- (2) 選定委員ごとに参加者の全評価項目の評価点を合計し、合計した得点が高い順に参加者順位を付し、順位得点（参加者順位1位は2点、参加者順位2位は1点）を配点する。

2 評価方法

各参加者の評価点は次の（1）から（2）を合計した得点（最大得点：100.00点）とする。

(1) 技術提案の評価点（最大得点：70.00点）

(2) 価格の評価点（最大得点：30.00点）

価格評価は見積率(%)にて行う。

$$\text{見積率(\%)} = (\text{工事費見積額} / \text{工事費限度額}) \times 100$$

価格評価算定表に示す評価基準と算定式により得点を算出し、小数第3位を切り捨てし、小数点第2位まで求めたものを、価格の評価点とする。

評価項目に対する配点

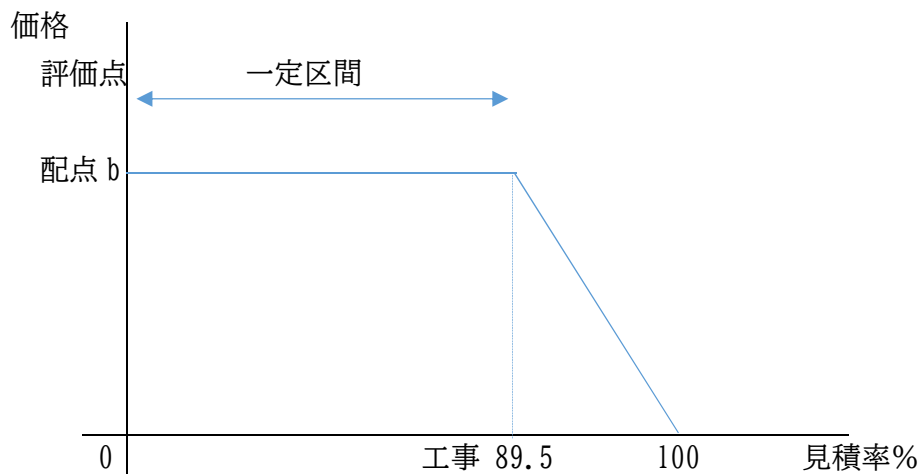
項目		評価の視点	評価点	合計
提案項目	施工上の課題	高所での屋根改修工事について (実際の現場での施工を前提とした提案) (無理のない施工手順の提案) (コスト、工期に対する提案) (安全性に対する提案)	特優/10.0、 優/8.0、 普/6.0、 やや劣/4.0 劣/0.0	/40.0
		設備機器の更新について (実際の現場での施工を前提とした提案) (無理のない施工手順に対する提案) (コスト、工期に対する提案) (安全性に対する提案)	特優/10.0、 優/8.0、 普/6.0、 やや劣/4.0 劣/0.0	
		施工上特に注意すべき事項と解決策（2項目まで） (施工計画上の課題認識と解決策の提案) 1項目×10点	特優/10.0×2、 優/8.0×2、 普/6.0×2、 やや劣/4.0×2 劣/0.0×2	
	工程管理	事業期間を遵守するための工程管理に関する具体的提案	特優/10.0、	

		適正な品質を確保した上で工期を短縮するための提案 資材・労務者の需給ひっ迫状況に対応する提案	優/8.0、 普/6.0、 やや劣/4.0 劣/0.0	
	環境配慮	環境負荷低減について (新たな提案の実現性) (先進的、効果的な提案)	特優/10.0、 優/8.0、 普/6.0、 やや劣/4.0 劣/0.0	/10.0
	地域貢献	長野市内建設事業者の活用方法	特優/5.0、 優/4.0、 普/3.0、 やや劣/2.0 劣/0.0	/10.0
		長野市内企業からの調達計画	特優/5.0、 優/4.0、 普/3.0、 やや劣/2.0 劣/0.0	
価格項目	工事費	発注者の指定する上限額未満となっていること 概算工事費見積書及び概算工事費見積内訳書の適正さ 提案縮減工事費 工事費縮減の取組及びその具体性、実現性	算定式による	/30.0

価格評価算定表

見積率が100%以上の場合は、価格評価点は0点とする。
89.5% < 見積率 < 100%における評価点 89.5% : 30点と100% : 0点を通る直線式により算定される以下のyの値を価格評価点とする。 価格評価点算定式 $y = b \times (1 - x/a)$ x : (見積率 - 89.5) % y : 価格評価点 a : 100 - 89.5 = 10.5 b : 30
見積率が89.5%以下の場合は、価格評価点は30点とする。

価格項目の評価イメージは次のとおりとする。



3 最優秀者の決定

各選定委員の順位得点を集計し、得点が最も高い者を「最優秀者」、その次に高い者を「次点者」として特定する。

なお、得点の最も高い者が複数者ある場合は、工事費見積書の金額が最も低い者を選定する。それにより決しない場合は、該当者によるくじにより決定するものとする。

4 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果の通知

最終審査の結果は、「I.8 選定スケジュール」の該当する期限までに、選定結果通知を参加者それぞれに書面にて郵送するとともに、電子メールにて通知する。

(2) 結果の公表

本プロポーザルにおける選定結果の公表範囲は、以下のとおりとする。

- ア 参加者数
- イ 最優秀者及び次点者の名称
- ウ 最優秀者及び次点者の順位得点
- エ 審査結果の講評

※以上は、長野市ホームページにて公表する。

Ⅶ 基本協定等の締結

1 基本協定書について

- (1) 基本協定書の締結にあたり、市、設計者及び最優秀者は、以下の内容確認を行う。
 - ア 最優秀者より提出された工事費見積内訳書及び内訳明細書（以下「明細書等」という。）の算出根拠並びに妥当性・実現性の確認
 - イ 明細書等に基づく、実施設計着手段階でのグレードの確認
 - ウ 技術協力業務期間における明細書等とのコストの乖離を防止するためのグレードの確認及びフィードバック方法の確認
- (2) 前記（１）の確認において、明細書等と想定されるグレードに相違がある場合は、市、設計者及び最優秀者にて協議し、必要に応じてグレード又は明細書等の修正を行う。
- (3) 市、設計者及び最優秀者は、明細書等（修正された場合は修正後の明細書等）を実施設計におけるコストコントロールの根拠とし、合意金額以内での工事の実施に向けて技術協力業務を実施することを合意し、その旨を基本協定書に記載する。
- (4) 本業務期間における市からの変更指示や、社会経済情勢の変化などの予見不可能な事由に起因する変更については、工事費限度額内において別途協議する。
- (5) 市は、上記（１）から（４）における確認、協議及び合意について、設計者及び最優秀者との調整を行うことができる。

2 設計協力協定書について

市、設計者及び最優秀者は、実施設計時に施工予定者から提案される技術提案等の採否を検討し、実施設計に反映させていくための三者協議会を組織するため、協定を締結する。

Ⅷ その他

1 失格条項

参加者が次のいずれかに該当した場合は、失格とする。また、施工予定者が技術協力業務の契約締結までの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、施工予定者としての決定を取り消し、その者とは技術協力業務の契約を締結しない。

- (1) 提出物に虚偽の記載又は、不正があった場合。
- (2) 提出物の作成要領、提出方法及び提出期限を守らなかった場合。
- (3) 技術協力業務の契約締結までの間に、「1.11. 参加資格要件」を満たさなくなった場合。
- (4) 公告日から最終審査結果通知・公表が終了するまでの期間、選定委員に直接又は間接を問わず接触した場合。
- (5) その他、選定委員会が不適切と判断した場合。

2 参加者数

参加者が1者の場合でも本プロポーザルは実施する。この場合、技術提案書等の内容を確認の上、問題がなければ審査を行い、選定委員会の議によりその者を「最優秀者」として選定することができる。

3 参加の辞退

本プロポーザルを途中で辞退する者は、別添「辞退届」（様式9）を提出すること。

4 書類の返却等

提出された書類等の返却は行わない。また、提出された書類等は、選定を行う作業に必要な範囲において複製する場合がある。

5 著作権

提出された技術提案書等にかかる著作権は、それぞれの参加者に帰属するものとする。提案書類の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、参加者が当該第三者の承諾を得ること。第三者の著作物の使用に関する責は、使用した参加者に全て帰するものとする。

6 異議申し立て

審査の経緯及び結果についての異議の申し立ては受け付ない。

7 情報公開

本プロポーザルに係る情報について、情報公開請求があった場合には、「長野市情報公開条例（平成13年長野市条例第30号）」に即して取り扱う。

8 補足

その他、必要な事項が生じた場合は選定委員会が別に定めることとする。